

# 【令和5年度 感染症危機管理対応訓練】 初動対処に係る国と都道府県との緊急連絡会議(訓練)

日時: 令和5年11月9日(木)17時30分~18時30分

場所:中央合同庁舎8号館4階特別会議室(オンライン)

### 議事次第

- 1. 開 会
- 2. 議事
  - (1) 新型インフルエンザの海外発生状況等について
  - (2) 国立感染症研究所と地方衛生研究所の連携状況について
  - (3)総理指示及び都道府県への要請について
  - (4) 都道府県における準備状況について
- 3. 閉 会

(配布資料)

資料 1 政府対策本部会合関係資料

# X国で確認された新型インフルエンザウイルス(H5NX)による 感染症の現状について



令和5年11月7日 政府対策本部会合資料 令和5年11月9日 初動対処に係る国と都道府県 との緊急連絡会議 資料1

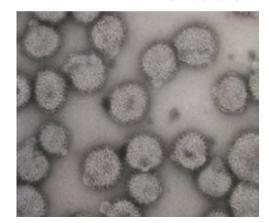
### 概要

- X国において、10月中旬から、重篤な呼吸器疾患の患者が多数発生。
- 10/30に、検体のゲノム解析により新たなインフルエンザウイルス(H5亜型)を検出。同日、 ゲノム情報もX国が公表。
- ・ また、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」を構成する恐れのある事案 として、X国は、10/30に国際保健規則(IHR)に基づきWHOに通報。
- 11/3から、WHOがX国へ専門家を派遣し、X国での調査や対応の支援を開始。
- 11/7の厚生科学審議会感染症部会において、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症(新型インフルエンザH5NX)と扱うこととし、その発生を公表。

### 感染症の発生状況等について(11/5 15時時点)

- ・X国では、<u>830人</u>が感染。<u>うち25人の死亡が確</u> <u>認されている。</u>
- ・日本国内での感染者は、まだ確認されていない。

インフルエンザウイルス(内閣官房HPより)



訓練

# 新型インフルエンザウイルス(H5NX)に関連した感染症に関する派遣チームからの情報

令和5年11月5日時点 WHO派遣チームからの情報

# 概要

- X国は、2023年10月30日、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC) を構成する恐れのある事案として、国際保健規則第6条に基づき、世界保健機関 (WHO)に通報。
- WHOは、2023年10月中旬以降、X国において発生した原因不明の発熱かつ急性呼吸器症状を有する患者の事例について、新たなインフルエンザウイルス(H5亜型)に関連していると暫定的に診断したことを、令和5年10月30日に報告した。
- 日本は2023年11月2日から、WHOは同月3日から、感染状況の確認のためX国へ専門家の派遣、調査・対応の支援を開始。

# 派遣チームからの情報

- ・ ヒトーヒト感染の可能性あり・ 医療従事者における感染例は確認できていない
- 感染原因は不明

- ・ X国において、830名に感染、うち25名死亡
- ・ 突然の高熱かつ急性呼吸器症状(鼻汁、鼻閉、咽頭痛又は咳)に加えて、突全身倦怠感、頭痛、筋肉痛等を特徴とする。また、重症の肺炎が見られ、呼吸不全が進行した例ではびまん性のスリガラス様陰影が両肺に認められる。
- 現時点で、総合的なリスクを決定するための情報は限られているものの、季節性インフルエンザと比較し、重症化する割合が高い可能性が高い。

# 厚生労働省の対応について

### 初動対処要領等に基づく対応

- 新たなインフルエンザウイルス(H5亜型)による感染症の情報を覚知した10/30に通知を発出し、感染症法第14条第7項及び第8項に基づき、都道府県(全医療機関)に対して、疑似症サーベイランスを指示。
- 都道府県等に対して、<u>予防計画や協定に基づき、医療提供体制や検査体制、保健所の体制等</u> の状況確認や準備を要請。また、最新の知見等について随時情報提供。
- 水際措置について、11/1から、体調や滞在歴等の確認を徹底するとともに、物資や検査体制等について調整を開始。
- 国のコールセンターを、11/1に設置。

### 国立感染症研究所における対応

- 10/30に、新たなインフルエンザウイルス(H5亜型)のゲノム配列情報を入手。それに基づきPCR検査のプライマー作成の検討等に着手。11/4に、プロトタイプのPCR検査法を開始。
- 国立感染症研究所が持つゲノム情報等を全国の地方衛生研究所に提供しているところであり、 今後、さらにプライマーの作成・配布スケジュール等を、全国の地方衛生研究所へ共有する 予定。
- 国家備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性の評価を開始。

厚生労働省発感 1 1 0 7 第 ● 号 令 和 5 年 1 1 月 7 日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

厚生労働大臣 武見 敬三

新型インフルエンザ等対策特別措置法第十四条の規定に基づく報告について

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第十四条の規定に基づき、別添のとおり報告します。

#### 報告

令和5年11月7日

#### 1. 新型インフルエンザ等の発生の状況

本年 11 月 5 日 15 時までに、X国において 830 人が感染し、うち 25 人の死亡を確認している。

#### 2. 新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度

今般の新型インフルエンザ (H5NX) に感染した場合の症状としては、38 度以上の発熱及び急性呼吸器症状(鼻汁、鼻閉、咽頭痛又は咳のいずれか1つ以上) に加えて、突全身倦怠感、頭痛、筋肉痛等を特徴とする。また、重症の肺炎が見られ、呼吸不全が進行した例ではびまん性のスリガラス様陰影が両肺に認められる。

現時点で、総合的なリスクを決定するための情報は限られているものの、季 節性インフルエンザと比較し、重症化する割合が高い可能性が高い。

#### 3. その他

11 月7日の厚生科学審議会感染症部会において、今般X国において発生した新しいインフルエンザウイルス(H5 亜型)による感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)上の新型インフルエンザ(新型インフルエンザ(H5NX))と扱うこととし、同日、同法第44条の2第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症の発生を公表した。

# X国における新型インフルエンザウイルスへの対応について

訓練

現状

2023年11月7日 外務省

- 11月5日時点のX国内の感染者数は830人。うち死亡者数は25名。
- 同日付WHO派遣チームの報告によれば、継続的にヒト・ヒト感染が発生している可能性あり。

### 在留邦人·X国内の状況(11月7日時点)

- X国には在留届ベースで約2万人の邦人が滞在。
- 邦人の感染者は確認されていない。
- 公共交通機関は通常どおりの運行。
- スーパーやレストランも通常営業。
- マスクを含め、買い溜め等のパニックは生じていないが、不安をあおるSNS情報等が増加している。
- 日本企業は通常どおりの勤務体制。
- 本邦との間を含め、X国を発着する国際線は通常どおり運航。

# 外務省の対応

- 10月30日、スポット情報にて、X国における新たなインフルエンザウイルス(H5亜型)発生の情報提供及び在留邦人に対する注意喚起を実施。
- 31日、X国に対し、感染症危険情報レベル1 (十分注意してください。)を発出。
- 31日、領事局長をヘッドとする対策室を設置。
- 31日、在X国日本国大使館内に大使を本部長とする現地対策本部を設置。
- 11月5日、感染症危険情報をレベル2 (不要不急の渡航は止めてください。)に引き上げた。
- 適時適切な情報提供・注意喚起に努め、邦人の安全確保に全力を尽くす。

#### 新型インフルエンザ(H5NX)対策本部の設置について

令和5年11月7日 閣 議 決 定

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)第15条第1項の規定に基づき、下記により、臨時に新型インフルエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)を設置する。

記

- 1. 政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。
  - (1)名 称 新型インフルエンザ (H5NX) 対策本部
  - (2) 設置場所 東京都 (総理大臣官邸)
  - (3)設置期間 令和5年11月7日から新型インフルエンザ (H5NX) の対策を推進 するため必要と認める期間
- 2. 政府対策本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等対策推進会議の議長その他関係者に出席を求めることができる。

本 部 長 内閣総理大臣

副本部長 内閣官房長官、感染症危機管理担当大臣及び厚生労働大臣

本 部 員 他の全ての国務大臣

政府対策本部には、内閣官房副長官(政務及び事務)が出席する。

3. 政府対策本部に幹事を置く。

幹事は、特措法第16条第7項に基づき内閣総理大臣が任命する政府対策本部の職員の中から、本部長が指名する。

- 4. 政府対策本部の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房内閣感染症危機管理統括庁において処理する。
- 5. 前各項に定めるもののほか、政府対策本部の運営に関する事項その他必要な事項は、 本部長が定める。

訓練

新型インフルエンザ(H5NX)対策本部副本部長の職務の代理の順序について

令和5年11月7日 新型インフルエンザ (H5NX) 対策本部長決定

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第16条第5項の規定に基づく新型インフルエンザ(H5NX)対策本部副本部長による同本部長の職務の代理の順序については、次のとおりとする。

第一順位 内閣官房長官

第二順位 感染症危機管理担当大臣

第三順位 厚生労働大臣

### X国における新たなインフルエンザウイルス発生情報の入手(10月30日)から 政府対策本部開催(11月7日0時時点)までの間の各省庁における対応状況について

### 参考資料3 内閣感染症危機管理統括庁取りまとめ

・海外における新型インフルエンザの発生状況について、WHO等国際機関を通じて情報収集 ・国内外の感染症研究専門家ルート、現地医療機関従事者等から情報収集 ・記者会見、HP、SNSを活用し、最新の情報を国民に提供 ・国立感染症研究所に対し、新型インフルエンザに関する病原体情報、疫学情報等の収集・分結果の報告を依頼 ・内閣感染症危機管理統括庁と連携し、国立感染症研究所の専門家をX国へ派遣 ・国内の発生動向について、感染症法第14条第7項及び第8項の規定に基づく疑似症サーベインスにより早期に検知を行うなど、情報収集を迅速に実施 ・地方公共団体や関係機関との情報共有のための窓口を設置 ・地方公共団体に対し、住民へ適切な情報提供と問い合わせ対応を行うよう要請	項目	省庁名	対応状況(海外発生、国内未発生)	訓練
・新型インフルエンザに関するQ&A等を作成し、コールセンターを設置 ・国民に対する正確でわかりやすい情報提供・呼びかけを実施 ・事業者や地方公共団体に対し、感染症の特性、有効な感染対策等の最新情報を提供 ・事業者に対し、感染拡大防止に必要な対策等の準備を呼びかけ ・感染の可能性のある者の接触機会低減の処置を呼びかけ ・病原体・ゲノム情報収集を開始するとともに、必要な機関に情報共有の準備を指示 ・感染症法上の感染症の類型のいずれに該当するかの速やかな検討 ・国立感染症研究所の積極的疫学調査の手法の情報公開に関する状況を確認 ・薬事手続きの簡略化、承認事項の一部変更の申請に関する迅速審査について検討を実施		厚生労働省	・国内外の感染症研究専門家ルート、現地医療機関従事者等から情報収集 ・記者会見、HP、SNSを活用し、最新の情報を国民に提供 ・国立感染症研究所に対し、新型インフルエンザに関する病原体情報、疫学情報等の収結果の報告を依頼 ・内閣感染症危機管理統括庁と連携し、国立感染症研究所の専門家をX国へ派遣 ・国内の発生動向について、感染症法第14条第7項及び第8項の規定に基づく疑似症サンスにより早期に検知を行うなど、情報収集を迅速に実施 ・地方公共団体や関係機関との情報共有のための窓口を設置 ・地方公共団体に対し、住民へ適切な情報提供と問い合わせ対応を行うよう要請 ・新型インフルエンザに関するQ&A等を作成し、コールセンターを設置 ・国民に対する正確でわかりやすい情報提供・呼びかけを実施 ・事業者や地方公共団体に対し、感染症の特性、有効な感染対策等の最新情報を提供 ・事業者に対し、感染拡大防止に必要な対策等の準備を呼びかけ ・感染の可能性のある者の接触機会低減の処置を呼びかけ ・病原体・ゲノム情報収集を開始するとともに、必要な機関に情報共有の準備を指示 ・感染症法上の感染症の類型のいずれに該当するかの速やかな検討 ・国立感染症研究所の積極的疫学調査の手法の情報公開に関する状況を確認	集・分析

項目	省庁名	対応状況(海外発生、国内未発生)	訓練	
情報提供・共 有、 要請	外務省	・在留邦人・企業に対する国内措置の情報発信の準備を開始 ・感染症危険情報を発出【10/31 レベル1(十分注意してください。)、11/5 レベル2(不要不 急の渡航は止めてください。)】		
	出入国在留管 理庁	・国民に対する正確でわかりやすい情報提供・呼びかけを準備		
	国土交通省	・関係事業者や関係機関に対する情報提供を実施 ・航空・船舶会社への機内または船内の有症状者対策に関する要請を実施		
	文部科学省	・国内外の感染症の研究チームが情報収集し、関係機関等に情報提供等を開始 ・文部科学省の関係団体等に必要な情報を提供するための資料を準備		
	経済産業省	・ライフライン事業者(指定公共機関である電気事業者26者、ガス事業者7者ほか)や 品関連事業者等に対して、感染拡大防止に必要な対策の準備に関する呼びかけを実施 ・海外で活動する事業者に対して情報提供を実施	生活必需	
水際対策	厚生労働省	・発生国・地域の水際対策の情報収集開始 ・Visit Japan Web (VJW) により体調異状の報告を求め、VJW未入力者に対して質問票の配布等を実施 ※Visit Japan Web 入国前に、外国人入国記録や税関申告に必要な情報を登録することができるウェブサービス ・入国後に発症した場合の留意事項を記載した健康カードの配布等を実施 ・有症状者がいるとの検疫前の通報があった際は、有症状者対策(隔離、マスクの着用、有症状者へ接触する者の限定等)について、航空・船舶会社に対し要請 ・待機・検査等のスペース、動線の確保、システムの接続環境について、航空・船舶会社や空港管理会社・港湾事務所との調整を実施 ・PCR検査を実施するための技術的検証を行い、検疫所が保有する検査機器が活用できる体制(約1,600件/日)を整備 ・民間検査会社の協力も含め検査体制の拡充について調整を開始		

項目	省庁名	対応状況(海外発生、国内未発生)	訓練
水際対策	<b>省庁名</b> 厚生労働省	・個人防護具等の備蓄状況について、サージカルマスク:約30万枚、N95マスク:約3.4イソレーションガウン:約3万枚、アイシールド、フェイスシールド:約4.7万枚、非滅菌約67万双あることを確認・検査の対象者の範囲について、病原性、感染力、当該発生国・地域の感染状況、検査を踏まえ調整・検討を開始・隔離・停留、宿泊施設・居宅等での待機要請、健康監視の対象者の範囲について、病原染力、当該発生国・地域の感染状況、医療機関、宿泊施設の確保状況等を踏まえ、確認・開始・隔離や停留に利用する感染症指定医療機関として、149機関と協定を締結していることし、稼働に向けて調整を開始・停留や待機要請に利用する宿泊施設の部屋数は約2万室(公的施設:約4千室(税務力1,358室を含む)、民間施設:約1万6千室)確保していることを確認し、稼働に向けて	万枚、ア 恵手袋: 本制等を ・調をを をで変える。 をです
		始 ・隔離・停留、待機要請の対象となる者の宿泊施設等への搬送手段の確保について、検照 有する搬送車の他に、32機関(民間救急等)と協定を締結していることを確認し、国土 消防庁、防衛省、海上保安庁への協力要請を含めた調整を開始 ・居宅等での待機者に対する公共交通機関不使用の要請の範囲について、病原性、感染力 発生国・地域の感染状況等を踏まえ、確認・調整を開始 ・既存システムのアップデートや、入国者情報を共有するシステムの構築など、具体的な 法の検討・調整を開始。	交通省、
	外務省	・発生国・地域の水際対策の情報収集を開始 ・上陸拒否対象国・地域の指定の範囲・政府決定についての検討に併せ、そのために必要 制限の対象国・地域の範囲の検討を開始	要な査証

項目	省庁名	対応状況(海外発生、国内未発生)	訓練	
水際対策	出入国在留管理庁	・出発地・搭乗者数・国籍ごとの入国者数の情報を収集 ・上陸拒否対象国・地域の指定の範囲・政府決定について検討を実施 ・検疫体制を踏まえた具体的な入国者数の上限数の設定等の調整を実施		
	国土交通省	・発生国から日本へ来航する航空機及び船舶について、搭乗者数等の情報収集を開始 ・空港内の待機・検査スペース、動線の確保等のための調整を開始 ・検疫体制等を踏まえた入国者総数の上限設定などの入国制限等措置について、調整を	:開始	
ワクチン	厚生労働省	・新型インフルエンザに対するプレパンデミックワクチンの有効性の評価を開始 ・国内でのワクチン確保と並行し、輸入パンデミックワクチンの確保のための調整を実施 ・臨時接種の準備を開始 ・ワクチン研究・開発に関する機関等への現況共有や支援等について検討を実施 ・都道府県に対する特定・臨時接種に用いるワクチンのな円滑な流通のための体制を構築する。 う要請 ・ワクチン接種率等の情報を把握するための準備を開始 ・パンデミックワクチンの承認について、短期間の審査のための準備を開始		
	文部科学省	・公開されたゲノム情報等を活用し、大学等の研究機関等において、ワクチンに関する研究開発 に着手するよう指示		
	経済産業省	・バイオ医薬品製造設備のワクチン等への生産切り替えについて、厚生労働省と連携し の確認など、必要に応じて事業者が対応できるように準備を実施。	<b>,</b> 、有効性	
	内閣府健康・ 医療戦略推進 事務局	・インフルエンザmRNAワクチン及び治療薬の候補が、今般の新型インフルエンザに有可能性があるため、ワクチン・治療薬開発に着手	可効である	

項目	省庁名	対応状況(海外発生、国内未発生) 訓練
検査体制	厚生労働省	・国立感染症研究所に対し、PCR検査体制の確立、地衛研に対する技術的支援に関する状況確認を開始 ・国立感染症研究所に対し、検査方法、検査マニュアル、試薬の開発、作製、配布を行うよう指示 ・都道府県等に対する検査体制整備のための要請を実施 ・都道府県等に対する検査体制・検査能力の状況確認を要請 ・PCR等に用いる試薬開発に関する連携・協力体制構築のための調整を実施
感染症対策物資等の確保	厚生労働省	・都道府県に対する医療資器材、衛生資器材の確保の要請を実施 ・医療資器材、衛生資器材の生産・流通・在庫状況の確認を実施 ・感染症対策物資について、サージカルマスクの備蓄は、国において約3.4億枚、都道府県において約7,500万枚、合計約4.2億枚であり、備蓄水準の3.8億枚を上回っていることを確認 ・N95マスクの備蓄は、国において約4,700枚、都道府県において約1,100万枚、合計約5,800万枚であり、備蓄水準の3,900万枚を上回っていることを確認 ・マスクや消毒液の増産や円滑な供給について事業者に要請について調整を実施 ・マスク等の物資確保のため、消費者・事業者への呼びかけの調整を実施 ・医療機関に対する、G-MISを活用した個人防護具の緊急配布に関する検討を実施 ※G-MIS 全国の医療機関から、各医療機関の病床や医療資材等の確保状況等を一元的に把握 して支援等に運用するシステム
	経済産業省	・関連物資の増産や円滑な供給、買い占め防止の要請など、必要物資の確保に向けた措置について、準備を実施中
	消費者庁	・消費者に対する情報提供・呼びかけ準備を実施 ・マスクや消毒液の増産や円滑な供給に関する調整などの準備を実施

項目	省庁名	対応状況(海外発生、国内未発生)	訓練
保健所体制	厚生労働省	・新型インフルエンザ等の症例定義を実施し関係機関に周知 ・発生国からの帰国者や新型インフルエンザ等への感染を疑う方からの相談体制整備を実施 ・都道府県等に対する保健所体制整備の状況確認を要請 ・感染症法に基づく患者対応、濃厚接触者への対応の準備を実施 ・都道府県等に対する積極的疫学調査、クラスター把握の準備を要請 ・都道府県等に対する濃厚接触者の健康観察、外出自粛要請等の準備を要請 ・都道府県等に対するIHEAT要員への地域保健対策に係る業務従事要請の準備を要請 ・都道府県等に対するIHEAT要員への地域保健対策に係る業務従事要請の準備を要請	
医療提供体制	厚生労働省	・都道府県に対して、医療提供体制・物資確保の状況確認を要請 ・都道府県に対して、感染症指定医療機関の感染症病床(1,857床)を確保し、感染症患者に対応する体制を整備するよう要請 ・感染症病床の対応に基づく対応の方法も含めた国内外の最新の知見の収集を実施・都道府県に対して、さらなる感染拡大に備え、流行初期における医療提供体制を整備要請	